

近世能登俵物の歴史地理学的研究

田 中 豊 治

(一) 研究目的と方法

近世日本の俵物の生産内容とその長崎俵物会所への諸国からの送荷は、延享六年（一七四四）の「延享六年子年松波備前守様へ差上候控」を集録した「長崎俵物請方覚」⁽¹⁾によって、地区別の生産割当量を、また、寛政七年作製の「南蛮交易明細記」⁽²⁾に揚げられている「俵物諸色出所竝延享二丑年廻着高之事」によって諸地区からの長崎会所への廻着高を知ることが出来る。

これによると、延享元年の全国生産割増高は煎海鼠（いりこ）三四万八千斤、干鮑十萬八千斤分計四五万六千斤である。延享二年の長崎会所への廻着高は煎海鼠三萬七千四百三十斤、干鮑十三萬三千七十斤分計四十五萬五百斤で生産割当に対して廻着率は九十八%を越えている。

能登では干鮑の出荷はなく、煎海鼠壹万八千斤の生産割当があった。出荷は壹万八千八百斤で、割当量より八百斤余分に出荷している。

能登の煎海鼠出荷は松前の六二、一〇〇斤、津軽の三三、八一〇斤、安芸の二八、〇〇〇斤、周防の二三、〇〇〇斤に次ぐ五位で、一八、八〇〇斤である。以下備前一五、〇〇〇斤、大村一四、一二〇斤、平戸一二、一〇〇斤、長門一一、三五〇斤、伊勢一一、一〇〇

斤、三河一一、〇〇〇斤、対馬八、五八〇斤、相模八、五〇〇斤、志摩七、一〇〇斤、唐津六、三〇〇斤、天草五、七〇〇斤、安房三、一〇〇斤、南部三、〇七〇斤、沓岐三、〇〇〇斤より多い。その他一九地区の分計三一、〇〇〇斤あるが、一地域毎の量は三、〇〇〇斤以下である。

つまり、能登は全国第五位の生産、出荷をして来た地域であった。近世末期には生産は増加し、天明五年の公儀役人巡検の時の請負高は二二、五〇〇斤⁽³⁾、天保十二年には三二、〇〇〇斤⁽⁴⁾、慶応二年は貝込高として三四、二〇〇斤が報告されている⁽⁵⁾。従って近世を通じて、延享期の一八、〇〇〇斤から三二、〇〇〇斤、三四、〇〇〇斤に及ぶ日本有数の産地があったわけである。

ところが、現在まで、能登の俵物に関する研究、調査は未開の状態⁽⁶⁾、小川⁽⁷⁾、荒居⁽⁷⁾、両博士の研究書の中にも取りあげられていない。また、加越能の地元においても研究は行われていない。筆者はかつて俵物の全国的生産、流量を研究したが⁽⁸⁾、能登が俵物の大産地でありながら研究報告のないのを不審に思つて加能越の県、市、町、村図書館に俵物資料存否の照会をつづけて来たが、昭和五三年にいたり、富山県立図書館、金沢市立図書館に若干の資料のあることに気がついた。その資料は次の如くである。

- (1) 天明五年己四月、煎海鼠方ニ付江戸御役人並長崎会所役人被罷越ニ付書付御月勤向覺書^(A)（金沢市立図書館蔵）
- (2) 煎海鼠仕候村々覺書^(B)（金沢市立図書館蔵）
- (3) 寛文一天明七尾町魚問屋定書（金沢市立図書館）
- (4) 産物方諸事留（金沢市立図書館、富山県立図書館蔵）

(5) 産物方御月留（金沢市立図書館、富山県立図書館蔵）
がそれである。

(1)は公儀役人の巡検日程を記した村方役人の芥川村兵助の勤向き上の覺書である。役人の動向を詳記してあるが御糺しの内容には僅かしかふれていない。(2)は七尾代官所の小代官惣四郎が巡検役人に応対する場合の参考メモと思われるもので、下僚の五助が惣四郎に提出した紙片のようである。(3)は所口町（現神の七尾市所口）魚問屋の定書で、寛文と天明間のもので、俵物関係事項も含まれている。(4)と(5)は加賀藩産物方の公式記録ではなく、諸事留は加賀国能美郡犬丸村啓太郎の手記で、彼が産物方御用在任中の私的な覺書で、御用留は能登国羽咋村義左衛門の私記である。書名が似ているが内容的には全然別個の記録である。

右の資料は個々に見ては何等関連はないので、断片的に見てはその記録の意味が理解し難い。これを近世日本の俵物の生産、流通の經濟構造の中で位置づけて始めてその歴史地理學的意義が明らかになる。

そこで筆者は、旧稿「近世末期における長崎俵物の生産、流通の地域的特色」によって説明された事実を基礎として能登俵物お歴史地理的分析をすることとした。

(二) 能登の俵物生産

天明五年四月に能登俵物の御糺しを行ったのは平井弥惣次を長とする小島栄次平、秦梅次郎の二名である。秦梅次郎は能登巡見中自殺したので巡検の責任を果たしたのは平井、小島の二名である。前記(1)の覺書によると、村々浦々の御糺しは四月六日から十六日にい

たる十日間にわたって行われ、その主旨は「今般能越之趣意は、煎海鼠等之義、長崎俵物請負之者、是迄買取候得共、其儀相止、煎海鼠・平鮑・鱧・昆布共、長崎会所等御買上致候様被仰渡候ニ付、煎海鼠特出来之様子相尋為可事、長崎会所役人兩人を遣候、其方共より細に夫々申上候様被仰渡候」とあって、所口町小代官渡辺惣四郎、全惣右衛門、俵物買集問屋塩屋清子郎竝に助役五兵衛が公儀役人に主として応対した。この巡見が長崎俵物の天明御糺しといわれるもので、全国的に実施された。(9)この御糺しによって従来、俵物は、下請商人がそれぞれの地域の独占的集荷の上、その支配俵物役所へ送荷していたものを停止して、産地から直接に長崎の俵物会所へ送荷する方法に改めた。これを「長崎俵物会所直買入」という。中間商人による流通経費を排除しようとするものである。天明のこの直買入制度の施行は俵物の生産、流通を幕府権力によって支配統制するもので、之によって官營事業の色彩が強まった。

能登俵物の在地下請人は所口町の塩屋清五郎であった。彼は長崎俵物会所の下部役所である大阪俵物役所支配下の下請商人近江屋庄兵衛下の現地地下請人であったが、天明の御糺しの後中間商人が取放ちになったので、塩屋は大阪の俵物役所と直接取引することになった。こうした生産地区の下請人の俵物役所又は長崎俵物会所との直接取引はいずれの地区でも共通で、現地俵物下請人は幕府権力を背景にして特権商人化している。

能登における天明の御糺しは、生産増加を目的としていたので、是迄俵物を生産しなかつた村々のうち、漁船・漁具の整備を官辺で援助すれば生産拡大が可能か否かをたずねている。「海鼠取揚不致

村々も在之候はば可申上候、左様な村方者、仕入銀被仰付候而、生海鼠取揚候様被成候はば、右御仕入銀被下候とも可相成旨」を村方に通達した⁽¹⁰⁾。之に對して七尾町(所口町)の西側にある租浜村、石崎村が早速呼応して「新浦許可」を願ひ出た。これは官辺側としては歓迎すべき反応としてその実現を期待したが、七尾町と祖浜、石崎両村の間であつて前々から煎海鼠生産の村として成立していた小島村と津向村が新浦許可に反対した。すなわち、「今般新浦被仰付方右海鼠場に入込候而は、御献上串海鼠に差付申候間、入込不申様に被仰付可被下奉願候」と反対した。この反対表明は、右の二村にとどまらずに、万行村、佐味村、大田村、瀬嵐村、横見村など七尾湾西部の村々がこぞつて同調した⁽¹¹⁾。理由は自浦稼場に影響する所大であるとのことである。限られた地失漁場に新浦が割りこんでくれば自浦稼場がせまくなるからである。巡検使はその処理に窮したこの混乱の中で、巡検使の一人である泰梅次郎が自殺するという事件が発生した。正使の平井弥惣次はこの決着について慎重を期して、この問題についての村方への回答は、「長崎役所へ申遣し、其上に検議可仕之」として回答を後日にのぼした。近世末期には、生産地が大きく拡大したので、此の問題も自然と解決し、新浦は西岸から北岸にかけて次々と開発された。

天明五年の御札しの結果、能登の俵物の生産引請は次のようになつた。すなわち、御産物方諸事留に⁽¹²⁾、「覺、一 式千式百五拾四貫目 煎海鼠高 内千六百拾六貫目 口郡 六百三拾八貫目 奥郡 〆 右天明五年四月長崎御役人より献御尋書上申候 以上申二月 中居村三右衛門 鵜川村政右衛門 笠師村喜八郎 緩目村五

兵衛 奥村左太夫殿 金森弥二郎殿」とある。これは役人に対する回答で、右の数量は生産可能という事である。現実にはどれだけ生産されたかという点、次のように天明八年の数字が諸事留に記されている。すなわち次の通りである。

「覺一 三千六百拾貫目程 煎海鼠出来高 内 式千三百三拾五貫目程 口郡 千式百七拾四貫目程 奥郡 右奥口両浦方ニ而去年中煎海鼠出来高書上申候以上、天明八甲二月 中居村三右衛門、鵜川村政右衛門、笠師村喜八郎、目村五兵衛 御役所」という状態である。之を斤数に換算すると、二万二千五百斤程である。延享期の請負高一万九千斤に比べると四千五百斤の増加である。

此の量は天保十二年の諸国俵物元極帳に記された能登の煎海鼠請負高三万二千斤に比べると少ないが、能登の生産が延享期以来生産増加をつづけ、西日本の俵物生産地が近世末期に生産減を示しているのに比較すると、極めて対照的で、資源的に豊富な地域であつたように思われる。

天保十二年の煎海鼠請負高の順位を、諸国俵物天極帳によつて調査してみると、第一位は松前の十三万斤で、二位は武蔵の三万七千七百七拾斤、三位が能登の三万二千斤で、以下伊予二万三百四拾斤、仙台二万斤、南部一万七千五百斤、津軽一万五千斤とつづき、五八地域合計四二万八千四百二十五斤となつてゐる。つまり、天保十二年の請負高では全国第三位、請負総量の七・五%を占めてゐるわけである。⁽¹³⁾

では、能登のどの地域が生産地域であつたらうか、これについては「煎海鼠仕り候村々の覺書」が注目すべき事実を示している。⁽¹⁴⁾

「煎海鼠仕り候村々覺書 小島村、津向村、三室村、日出島村、野崎村、目村、祖母浦村、向田村、曲り村、甲村、十ヶ村御献上串海鼠取揚候村々。須曾村、佐波村、二穴村、半浦村、通村、南村、閨村、長浦村、小牧村、曾福村、中居南村、十一ヶ村煎海鼠漁仕村々、瀬嵐村、深浦村、横見村、岩車、右四ヶ村御領所。石崎村、曾良村、鹿波村、真脇村右五ヶ村御領所。沖波村、前波村、越坂村、一ノ瀬村、鵜島村、鵜飼村、鵜浦村、八ヶ崎村。袂草二冊之内一冊新タ成分、帳面此中入用に付、又助記ス」とある。日付は記されていないが、天明五年御札覺書に付いているので、これは恐らく、公儀役人応対に当った能登所口町小代官渡辺惣四郎の回答用メモであろう。袂草とはメモの意と推定する。下僚の又助が記入し

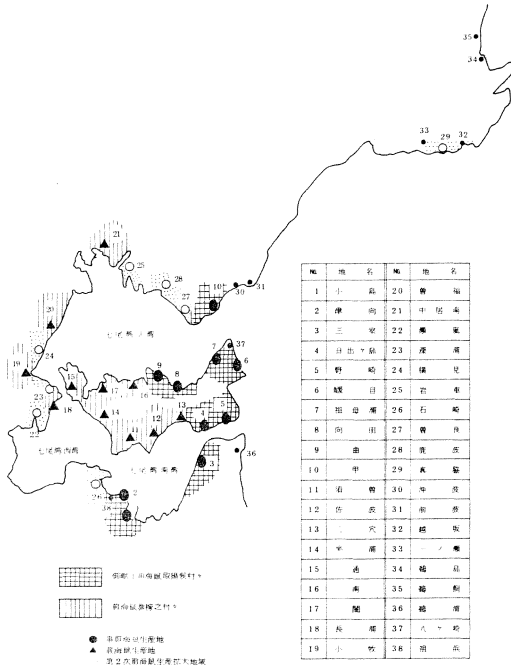


図1 近世能登の煎海鼠生産地(天明五年)

たものである。文面の最初の十ヶ村は、長崎俵物御用下命以前に既に領主献上品として生産されたものであろう。この十ヶ村は、串海鼠、からこ、煎海鼠の高級品生産地域である。次の十一ヶ村は、藩主上納串海鼠生産義務にないが、長崎御用俵物生産請負が命ぜられてその生産地として開発された村と思われる。次の四村および五村、八村は、煎海鼠生産は可能であるが、天明の年まで煎海鼠供出請負がなかった村と思われる。天明五年の御札の結果、請負額の増加が命ぜられた場合の請負候補の村で、それを先ず四村、次いで五村、更に八村と順位をつけたものであろう。このことは、天保年間になって、右の四村、五村、八村が請負村となっていたことから証明出来る。しかし、どの年度に請負村になったかは現在までの資料ではわからない。以上の覺書を図化してみると図1のようになる。能登島をばさんで、七尾湾東部に串海鼠生産村々が、煎海鼠漁稼村々は能登島西部、御領内煎海鼠産地がその外延に分布している。個々村々の生産額は詳らかにし得ないが、若干の村々を群にした「組」別の生産量は判明する。それは藩の産物方の役人の記した「御月留」に記されているからで、慶応四年三月に生産した煎海鼠は、次のようである。原文は判読しやすいように項目毎に行が改って記されているが、本稿では改行は困難なので連続的に羅記して記す。

「覺 三月買入出来 一 式拾九貫六百五拾老匁 上煎海鼠但老貫目ニ付五拾六匁宛 代老貫六百六拾目四分式厘。全(三月買入出来の意、以下省略) 一 三百七拾目 中同断 但老貫目ニ付四拾五匁宛 代拾六匁六分五厘。全 一 六貫七百六拾四匁、下同断、但老貫目ニ付式拾五匁充、代百六拾九匁老分。メ、右者三月中、

煎海鼠買入高等買入申候、以上。寅五月、一青組吟味人、小島村重徳、同、津向村左近、小村吉左衛門殿。

覺 一 四貫七百五拾八匁、上煎海鼠出来高、但老貫目ニ付五拾六匁充、一 三拾八貫九百三拾目、下右同断、但老貫目ニ付式拾五匁充、一、右者前月熊木組村々ニ而煎海鼠出来高竝値段付仕書上申候、以上、寅四月、煎海鼠吟味人、中島村与左衛門、宿村与一郎殿、座物方御主附衆中。

覺 一 式百貳拾六貫九百貳拾貳匁、上煎海鼠出来高、但老貫目ニ付五拾六匁充、一 式百拾四貫三百三拾匁、中煎海鼠出来高、但老貫目ニ付四拾五匁充、一 百六貫七百老匁、下煎海鼠出来高、但老貫目ニ付貳拾五匁充、一 五百四拾七貫五拾三匁、右者嶋組村々ニ卯前月中煎海鼠出来高書上申候、以上、寅四月、煎海鼠吟味人、須曾村長八、全断、田尻村六兵衛、杉野屋村勘四郎殿、御座物方御主附衆中。

覺 一 百三拾貫七百貳拾目、上煎海鼠、但老貫目ハ付五拾六匁充、一 三拾六貫六百貳拾目、中煎海鼠、但老貫目ニ付四拾五匁充、一 五拾老貫九百四拾七匁、下煎海鼠、但老貫目ニ付貳拾五匁充、一、有当三月矢田組村々ニ而煎海鼠出来高竝直段付仕書上申候、以上、寅四月、矢田組煎海鼠吟味人、三室村助右衛門、同断、天神河原村与左衛門、武部村与四郎殿、御座物御主附衆中。

の如くである。これによると、慶応二年には、能登の煎海鼠生産地は一青組、嶋組、熊木組、矢田組の四組に分れて生産されていたことがわかる。各組に吟味人が二人づついで、組内生産、出荷の取締りをし、生産内容はそれぞれの組の組頭と藩庁の御座物方へ報告さ

れていた。嶋組は能登島で、矢田組は七尾の東部、一青組は七尾の西部、熊木組は七尾湾西岸地区である。慶応二年寅三月の総生産量は八百四拾七貫で、そのうち嶋組が五百四拾七貫を占め、これは総生産量の六五%に当る。全年の年間総生産額は資料的には不明であるが、産物方御用留に三四、二〇〇斤程見込年とする。しかし結果は不明である。三月一ヶ月の総生産量が斤数では五千九拾斤余となるので年間ではかなりの数字となったと思われる。

さて、以上の煎海鼠とは別に、慶応二年寅四月の覺によると、御薬御用串海鼠の出来高が産物方御用留に記されている。これは慶応元年の出来高で、次の如くである。

覺 一 数二千九百九拾貫、御薬御用之串海鼠出来高、但し老貫目に付七匁以上之分 此内千五百貫島組割当候分 残而千四百九拾貫飼締用向、右御薬御用串海鼠出来高書上申候、就而者前段御薬御用の分、所口町岩城清五郎方迄差出候様、当春伺小紙御付札を以被仰渡候に付、先達而同人方へ及合候（下略）」とある。斤数にして一万八千六百八十七斤となる。そこで、慶応二年段階で、長崎俵物としての煎海鼠生産が天保十二年程度の三万二千斤としても御薬御用串海鼠と合すると五万斤に達することになる。

慶応年間には幕府の俵物独占流通が破れ、自由取引が許されたので、漁民が積極的に増産しているため、天保十二年の請負高を下廻ることは考えられない。しかし、煎海鼠年間生産量は詳記されているのは三月の事例だけで、年間生産量を見込みでしか求め得ないのには残念である。しかし、慶応元年の「御薬御用串海鼠出来高が前述のように一万八千斤余となっているのを見ると、幕末には長崎御用俵

物としての煎海鼠以外の民間流通が大きくなったことは確實である。民間流通の海鼠は、生海鼠を始めとして串海鼠に次いで良質品のふらこ（ふらことも言う）、形が不揃えて長崎御用品としては不適の不良品のなわこ、つなぎがあり、更に塩物のくちこがある。串海鼠、ふらこは御薬御用の名目で、藩侯御用品であり、また藩より將軍家、大名諸侯への贈答品であった。煎海鼠が長崎御用として幕府の独占流通段階に入るのは能登では元祿以降で、所口町の塩屋清五郎が下請人となるのは享保年間になってからである。つまり、能登の海鼠加工品は串海鼠を中心にして早くから領主献上品が能登島の鳴組で生産され、能登内浦の村々ではふらこ、なわこ等の民間流通が成立していたから、煎海鼠の長崎御用供出命令に対して既に領内流通の実権を確保していたので幕府の収奪に対して既得権を主張し得たのである。天明の御札しによっていろいろ公儀等との間に交渉はあったが、後述するように既得権の確保は巧みに行われている。生海鼠及びその加工品は産地浦浜からその地区の世話人の手を経て、金沢の魚問屋に送荷され、藩の産物方の統制のもとに領内流通は行われた。長崎御用煎海鼠は所口町下請人の塩屋清五郎が七尾から越前敦得まで船送りする。そこで陸揚げされて、琵琶湖湖上輸送し、京都を経て大阪俵物役所に送られ、ここで大阪役所所管地域のものと共に長崎俵物会所に送られる。松前、函館筋のものが西廻海運によって直接長崎送りになったのとは趣を異にしている。能登の領内流通は以上のように、藩の産物方によって生産、流通の既得権が確保されていて幕府の独占体制に対して一線を画していたのである。こうした既得権確保例は他地域には殆んど見られな。

藩御用の名目で領内流通が確保されていた串海鼠について、天明五年の御札しの時に、長崎俵物会所と地元漁民代表との間に次のような交渉があった。「前略：長崎会所より罷越候役人は、小島栄次平、栄梅次郎兩人ニ而 天明五年所口へ罷越、御領国串海鼠出来高改方、公儀御役人去已御廻村之節書出高、且又、年中出来高可書上旨、御書面を以て被仰渡候趣奉得其意候、私共御郡村々ニ而は、右御役人御廻之節、串海鼠出来高之儀可書上旨被仰渡候得共、御献上御用之外出来不申趣ニ而、右串海鼠仕立方は、所口町にて請負人在之、此者方、浦方より生海鼠にて相渡、請負人方ニ而相仕立申儀ニ付、年中出来高御郡方ニ而相知不申候：下略」の如くで、誠に鮮やかに串海鼠の長崎俵物御用化を防いでいる。

幕府直轄の天領地域では、代官は有無を言わず収奪強化となるのであるが、加賀百万石の北陸の雄藩には強権発動は出来なかつたのである。長崎役人秦梅次郎は此の時期に自殺しているが、交渉不調の責を負つたのではないかとも思われるが、原因は公表されていない。串海鼠の製造は前文によると、生海鼠を所口町の請負人に出荷し、請負人が加工しているようにのべられているが、所口町から産物方への報告書には、御献上串海鼠仕村々がそれぞれ製造して御産物方へ納めている。安政元年の例では、「串海鼠之儀、従前進之御仕法ニ而小島村重徳等へ製方被仰付候ニ付、御薬御用等として取揚仕、年平均を以て、大体七・八百桁年為登候」⁽¹⁵⁾とあるように村方で生産されていた。これ等の村々は、既に天明期には「御献上串海鼠取揚候村々」であつたわけである。御薬用名目の他に進物用名目があつたことは、慶応二年寅の魚問屋文書に⁽¹⁶⁾、「百桁中串海鼠、

右御進物用為貯用、昨年買上置分、追々御用相納、当時残少に付、右高、貯用仕候間、急速指送り候様被仰渡候、此段奉願候、以上、寅四月 魚問屋 産物方御役所」の如く、年間百桁程度使用されていた様子である。藩斤御用としての「御薬用」及び「進物用」分は、前述の通り、最低八百桁は納付されている。之等の値段は次の通りである。「 覺 一 四拾桁 上 申海鼠、代 貳貫百九拾式匁、老 柀ニ付式拾九匁八分充。 一 百桁、中 申海鼠、代 貳貫三百九拾匁、老 柀ニ付式拾三匁九分充、 〆 百四拾桁、代 〆 三貫五百八拾式匁 右代銀四月相渡分 寅十月 魚問屋」とある。煎海鼠の値段は前記のように上で老買目に付五拾六匁であるが、申海鼠は換算すると、上の場合老買目に付七拾式匁となる。次に「ふらこ」であるが、これは良質煎海鼠を縄で一箇づつ、つないだもので「ふらこ」とも呼ばれている。縄にさがって、ぶらぶらゆれるところからこの名称が生じたといわれている。これは大形の海鼠を原料とするので、中海鼠に次ぐ良質品で、加賀藩では、御薬用、御進物用としてゐる。慶応二年の産物方御用留記事によると、「寿正院様、御用からこ竝に申海鼠之儀、前月二十八日御認之御書面拜見仕候、申海鼠之儀前紙朱書の通り三ヶ所ニ而出来候ニ付、ふらこ共々六百之内三百夫々入念仕上、代料書付相添、本日で飛脚を以、当代幸助迄指登申候」とある。これは、藩庁御用の急命をうけた津向村、小島村、瀬風村が申海鼠、からこを急送した旨の書信である。

幕末には、長崎俵物会所の威令が低下して、幕府の俵物独占流通体制がくずれ、俵物の自由取引が横行するが⁽¹⁷⁾、加賀藩産物がこの風潮に目をつけ、能登浦々から各種の海鼠加工品を買付して長崎の

中国商人に俵物を直接販売したのではないかと思われる文書がある。すなわち、次の通りである。⁽¹⁸⁾「公辺より煎海鼠等売買方御指解相乗り候ニ付、能州出来之ふらこ産物方へ買上候条、肝煎等へ申渡、為買揚可申候、代銀之儀是迄之値段に不均、相当之値段を以買上候間、村方において成限り取揚候様可申付候」と、慶応元年九月に産物方が村々に通達した。こうした通達の背景は慶応元年以後、俵物の貿易が自由化されて、^(おかしとぎ)御指解とは制限解除の意、長崎、函館の貿易商人が俵物の買集めに積極的に乗り出し、海鼠の大生産地に目をつけて、買付けに來たからである。俵物貿易の自由化の経過については宮本又次、小川国治等が詳説しているので省略するが、この俵物自由化進展の中で、北陸地方が特殊な情勢の中にあつたことは注目すべきことである。というのは、俵物の抜荷(密貿易)は幕府権力強大な時には取締りの嚴重なことで、処罰の苛酷さでその発生は極めてすくなかつたが、天保時代になると薩摩藩、長州藩を始め西南各地で、雄藩が幕府の禁止を無視して堂々と抜荷を行つた。このことは幕府の外交通商関係の文書を編纂した「通航要覧」にも詳記され、幕府権力を以てしても到底禁止が不可能になり、俵物貿易の本拠は鹿児島に移り、幕府の長崎会所には天領からの集荷が僅かあるにすぎなくなつた。⁽¹⁹⁾通航要覧には、天保以降に及ぶと北陸道、特に新潟近海に抜荷船が多数出沒し、北国筋の品物は殆んど越後海で買占められてしまつたとある。

加賀藩産物方が巧妙な方法で、御用商人を動員して煎海鼠、申海鼠、からこその他の海鼠加工品を販売したことは十分考え得られることである。従つて、長崎俵物会所の衰退はあつても俵物の流通は

その貿易自由化によって、輸出は成功し、能登の産地浦浜は、その価値の上昇に刺戟され、生産増加となり、繁栄したのである。

(三) 能登俵物の流通

俵物一件覺に記されているように、能登は近江屋庄兵衛の商人請負の流通地域で、彼が能登所口町の下請人塩屋清五郎から集荷して之を大阪俵物役所に他地域のもと共に品揃えして、その後長崎俵物会所に送荷された。能登の下請人塩屋清五郎がその地位を確立したのは享保十三年（一七二八）で、加賀藩より「煎海鼠商売免許状」をうけている。山崎⁽²¹⁾文書によると、「御自分支配所所口町塩屋清五郎、他国出煎海鼠商売之儀願書付出候ニ付、加奥書被指越見届、遂検儀候処、当時差支候儀も無之体、能洲諸浦串海鼠商人之障ニ茂不罷成候條、願之通可被申渡候、然上者、御国月串海鼠払底無之様締方申付口銭金全上納候様急度可被申候、以上、戊申十月十四日 御算用場 長屋八太夫殿」とある。これに対して奥書は「右之趣、可得其意候、先達而於當場、遂僉議候通御用分竝御国用等之支不罷成、將唯今ニ違、生海鼠等払底且高値不能成様、弥々激重相心得口銭竝他国出役銀共小も相洩不申様急度売買惣而猥間敷族無之様可仕旨当町煎海鼠売買人塩屋清五郎江申渡候条口銭不相洩様遂吟味、取立之上可申候、尤売買之品ニ付、猥間敷事見聞申候者少も不慎當場江可申断候、已上、享保十三年十月十七日 長屋八太夫卿、所口町魚問屋山下屋仁兵衛殿」とある。右のようにして享保十三年に能登における俵物の一手請負商人として塩屋の地位が確立した。これは単に能登における集荷体制の確立ということだけでなく、この年に、中国貿易における支払手段として有余売法が雑物替法にかわっ

て成立し、中国側の要望を容れて俵物が支払手段の六割を占めるにいたったので、幕府の命令により、全国的に俵物の産地請負人が指令されたので、塩屋が、産物方に御用商人下命出願の型式はとっているが、幕府の方針による在地流通体制の整備のため、塩屋が指令をうけたのが実情である。

文政六年（一八二三）の俵物積出文書⁽²²⁾によると、津出願は下記のとおりである。「一 覺 一、百五拾八箇、煎海鼠正味百貳拾五斤入、右長崎行荷物私手船ニ而越前敦賀江積登申候ニ付、箇數御改船積被為仰付可被下候、尤他国出御被銀当暮指上可申所、相違無御座候、以上、来三月、塩屋清五郎 所口町御奉行所、右塩屋清五郎煎海鼠積出願紙面出候ニ付上之申候、以上、惣肝煎清左衛門、（朱書）表書之煎海鼠箇數相改津出可申付候、以上、来三月、所口役人中、同潤改役人中」とある。これによると、所口港（七尾港）から敦賀に送られ、此所から馬背一湖上輸送で、大阪俵物役所に送られ、其所で各地から集荷したものと併せて、改めて長崎俵物会所に送付されるのである。天保十二年の俵物元極帳の記事によると、能登の煎海鼠の請負高は三万二千斤となっているが、任地文書でこれを裏付けることは資料未発見で現状では出来ない。しかし前述の慶応二年の二月生産高は一ヶ月の生産高のみでも九千斤に及んでいるので、年間四万斤近い年産はあったものと推定される。

能登の俵物の流通形態は商人請負形態であって、幕府の天領地に見られる役場請負（藩又は代官所が請負う形態）とは趣を異にして任地の大請人はその上部の請負人に送荷する。従って長崎直送は上部請負人の提示がなければ行なうことは出来ない。能登の場合は西

廻海運を利用して長崎直出荷は可能であるが、敦賀で荷揚げして大坂送りになっている。

能登の俵物の出荷は前述の通り「御用分並御国用等之支不罷成」のように、予め公用と国内需要量が差しひかれるので、他領のように生産分がすべて長崎送りにされるのとは異なっているので、加賀藩の既得権の藩内流通は串海鼠、からこ等の上質品、生海鼠および粗製のなわこ（縄海鼠）、つなぎこ（繫海鼠）、くちこ（海鼠の卵の塩辛）は民間流通品として存在した。串海鼠とふらこは長崎俵物として天保年間には三万二千斤出荷されているが、串海鼠、なわこの生産量は慶応年間の生産量から換算すると（桁を斤に）六千斤から八千斤間の生産があったことになる。つまり、長崎俵物の二割程度の量が領内流通として存在したことになる。何故他領に比して大量の領内流通が可能であったか、これは、幕府と加賀藩との公式の交渉取極めによって成立したものではない。あくまでも加賀藩制の既得権としての確保である。その第一の既得権は、幕府の長崎俵物貿易の独占化を確立する延享以前に藩は串海鼠、ふらこ等の良質海鼠製品を「藩御用」として或は御薬用、或は進物用として確保していたことで、これは「産物方」の巧みな商品行政の功績によるものとして評価出来よう。第二は金沢魚問屋の流通支配の強力さが支柱となっている。寛文三年以降の金沢魚問屋文書が、金沢市立図書館にあるが、金沢魚問屋の領内供給は七尾町（能登）魚問屋からの出荷を核に行われ、金沢集荷水産物の七割は能登よりの供給によっている。寛文三年の送魚の中に「くちこ」、「くしこ」が含まれ特記されているのを始め、享保十二年の「六分口銭取立品之覺」の中には主

要魚種として「くしこ」「生海鼠」があり、天明八年の「能州所口魚問屋定書之事」には「串海鼠、つなぎこ之分口銭八分取立候事」と、鯛、鰯と共に高級魚の口銭改訂が行われている。これらから見ると、塩屋清五郎の手によって長崎俵物御用は取りあつかわれた他に、所口町魚問屋から金沢魚問屋に、生海鼠、串海鼠、つなぎこ、くちこが送荷されていたことは確実である。天明以降、「御献上海鼠」「御薬御用串海鼠」、「御進物用串海鼠」、「御薬御用からこ」等の藩庁御用の意を附した表現が「長崎御用煎海鼠」に対して表現されるようになるのは、長崎俵物会所が「俵物直買入」を強化し、全国の生産地からの買上量の追加を進めたのに対して領内流通の既得権を固守しようとするあらわれである。しかし、加賀藩が長崎俵物の出荷増加に協力しなかったわけではなく、塩屋清五郎が送荷した煎海鼠は延享期の一万八千斤、天明期の二万二千斤、天保期の三万二千斤と確実に出荷量を増加している。ちなみに能登程出荷増加を果した生産地は他には見られない。これは能登が資源上本邦まれに見る豊度の高い生産地の故であろう。主産地は前述のように能登島を中心とする七尾湾沿岸地であるが、生産地は図1に示したように能登半島の内浦地区にひろく拡大していた。従って幕府の増産要請に充分対処し得たわけで、その上、良質生産地は「御用串海鼠」生産地として幕府の干渉を除けて確保していたわけである。

通航要覧⁽²⁴⁾に抜荷が北陸筋で行われたことは先にもふれたが、その記事の中に、「新潟海老江辺江重而松前産煎海鼠多分相廻り、薩州船江密売いたし候」とか「多分北国筋越後辺江相送り売捌候」と俵物が北陸海域で大量に密売され、就中、俵物の上等品は、通航要

表1 現在の海鼠生産

年度・地区	生産量(トン)
昭和46年	1,230
47	1,424
48	1,110
49	893
50	805
51	938
鶴の浜尾湾	15
七島西西部	40
中能島西東部	3
中島西西部	156
能登島西西部	78
穴水	489
能小松	93
宝飯	4
鮫蛸	5
	3
	20
	9
	19
	4

技散候哉之旨相聞候」と幕府自身がみとめている。

(四) 現在能登の海鼠生産

近世煎海鼠の生産地として大をなした能登が現在その伝統の上で生産を示している事は当然である。現在の生産地は表1に示すように七尾湾のみならず能登内浦蛸島附近まで拡大している。また図2に示すように、昭和三十年代から生産増加傾向をたどり、昭和五十年から養殖施設が沿岸漁場整備開発事業として石川県水産課によって施行され、現在図3に示すように七尾西湾の和穴地区、半ノ浦地区に完成した。増産効果については施行後年度が浅いので判定はむずかしいが漁民は深い関心を寄せている。

(五) 結び

以上説述したことを要約して結びとする。(1)能登は我国有数の煎海鼠生産地で、長崎送荷量は、延享期一万八千斤、天明期二万二千斤、天保期三万二千斤と増加し、慶応期には御薬御用、贈答用の藩公御用の串海鼠一万八千斤の生産と合すると最低五万斤の生産が見こまれる(慶応期の煎海鼠生産を天保期のそれと同一と考えて)。(2)主要産地は七尾湾地区で、一青組、矢田組、嶋組、熊木組に属す

覧の結びの表現で「近年唐方渡相成俵物類拵底之趣、右は北国筋、薩州筋杯江

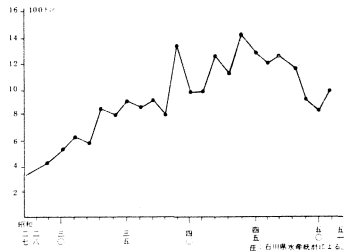


図2 最近石川県ナマコ生産推移

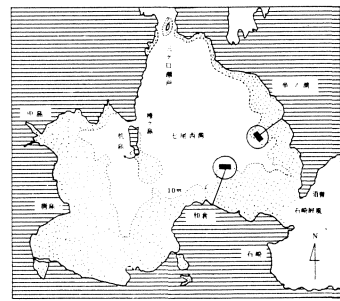


図3 ナマコ養殖施設地区(七尾西湾)

る廿一ヶ村が主要産地である。(3)長崎俵物の能登地区下請人は所口の最低二割は領内流通として存在した。幕末生産自由化の段階では四割近くまで領内流通が拡大したようである。之は加賀藩産物方の巧な行政指導によるものである。(5)能登海鼠生産の伝統は現在に引きつがれ、七尾湾内には養殖施設が整備されつつある。

(注)

- (1) 東京大学史料編纂所蔵。
- (2) 『長崎県史』第四巻史料編。
- (3) 天明八申二月覚、(産物諸事留) 金沢市立図書館蔵。
- (4) 俵物元極帳、東京大学史料編纂所蔵。
- (5) 産物方御用留、金沢市立図書館蔵。
- (6) 小川周治『江戸幕府輸出海産物の研究』一九七三 吉川弘文館。
- (7) 荒居英治『近世海産物貿易史の研究』一九七五 吉川弘文館。

(島根県育英会)

- (8) 拙稿「近世末期における長崎俵物の生産・流通の地域的特色」
漁業経済研究一九一三。
- (9) 前掲(6)に詳説されている。
- (10) 天明五年四月の御用留覚書(A)による。
- (11) 前掲(10)の後半に詳記されている。
- (12) 産物方諸事留、金沢市立図書館蔵。
- (13) 天保十二年分は俵物元極帳による。延享二年の廻着高順位は煎海鼠に関して松前六二、一〇〇斤、津軽三三、八一〇斤、安芸二八、〇〇〇斤、周防二三、〇〇〇斤、能登一八、八〇〇斤、備前一五、〇〇〇斤、大村一四、一二〇斤、以下三二地方で総計三六、四三〇斤であって、能登からの廻着高は全体の六%を占め、五位である。資料は前掲(2)による。
- (14) 天明五年覚書に付属している。金沢市立図書館蔵。
- (15) 産物方御用留及び産物方諸事留による。
- (16) 前掲(5)
- (17) 前掲(6)に詳しい。
- (18) 前掲(5)
- (19) 前掲(6)に詳しい。
- (20) 東京大学史料編纂所
- (21) 『七尾市史』所収
- (22) 『七尾市史』所収
- (23) 産物方御用留及び諸事留による。
- (24) 『通航要覧』清文堂(東京)本として刊行されている。
- (25) 石川県水産課の報告による。

The Production and Distribution of a Tawaramono Product in Noto Province, Central Japan in Edo Era

Toyoji Tanaka

The tawaramono, which was made up of three kinds of marine product, namely, hoshiawabi(dried abalone), fukanohire(shark's fin), and iriko(parched trepang), was an important export good to China in Edo Era, and its trade was monopolized by Shogunate. It has been often pointed out that Noto Province was a main producing center of iriko in that age, but its real state has not been known for a long time. The author found some documents concerning the production and distribution of iriko in Noto Province, and obtained following results by analysing them.

In Noto Province, about twenty-four thousand kilograms of iriko was produced a year, and 80 percent of it was exported to China by Shogunate from Nagasaki. The rest, which was excepted from the monopoly of Shogunate, was allocated for domestic use, but that for official use accounted 30 percent of it.